



様式 - 2 (土) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			自然現象 の種類 土石流 告示番号 新潟県告示第297号 告示年月日 平成27年3月13日	渓流番号	310- -009		
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> を超える区域			縮尺	1:4,000	所在地	胎内市飯角
		土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> 以下の区域						
その他の区域								